

第204号議案

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例を次のように制定する。

平成19年12月5日提出

新潟県知事 泉 田 裕 彦

新潟県にぎわいのあるまちづくりの推進に関する条例

目次

前文

第1章 総則（第1条－第5条）

第2章 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する方針

第1節 にぎわいのあるまちづくり基本方針（第6条）

第2節 にぎわいのあるまちづくり市町村プラン（第7条）

第3章 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策

第1節 特定施設の適正立地（第8条－第17条）

第2節 地域貢献（第18条－第24条）

第4章 新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会（第25条）

第5章 雑則（第26条・第27条）

第6章 罰則（第28条・第29条）

附則

本県の豊かな自然と長い歴史の中で、それぞれの地域の核である中心市街地は、独自の文化や伝統を育みながら、様々な都市機能や商業機能が集積

した地域の顔として、かつ、人々が集い、交流する地域のコミュニティの中心として重要な役割を果たしてきた。

近年、居住人口の減少、公共公益施設の郊外移転、大規模な集客施設の郊外立地等により中心市街地の空洞化が進行しているが、少子高齢化・人口減少社会が到来する中で地域の持続的な発展及びコミュニティとしての機能の維持を図るためには、これまで中心市街地が果たしてきた役割にかんがみ、中心市街地の活性化に取り組むことが喫緊の課題となっている。

今後、中心市街地の活性化を図るためには、コンパクトなまちづくりの考え方にに基づき、中心市街地が有する商業機能のみならず、その都市機能やコミュニティとしての機能等を高めることにより、機能的で利便性が高く、地域の核として人々が集う魅力ある中心市街地の形成を図り、新たな社会資本の整備等の負担を可能な限り増大させないことに配慮しながら、自動車に過度に依存しない生活の実現を目指した「にぎわいのあるまちづくり」を推進することが必要である。

ここに私たちは、県民が豊かで快適な生活を将来にわたり享受できる新潟県の実現を図るため、にぎわいのあるまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、にぎわいのあるまちづくりの推進に関し、県、事業者及び県民の責務を明らかにし、基本的な方針、特に規模の大きな集客施設についての広域の見地からの立地の調整に関する事項及び地域への貢献に関する事項を定めることにより、にぎわいのあるまちづくりに関する施策を総合的に推進し、もって県民が豊かで快適な生活を将来にわたり享受することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「集客施設」とは、劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又は店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で規則で定めるもの（以下「劇場等」という。）の用に供される一の建築物（一の建築物として規則で定めるものを含む。以下同じ。）をいう。

2 この条例において「まちづくり」とは、県民がそれぞれ生活している地域を、その地域に関係する県民、事業者、団体及び地方公共団体が共同でより快適で魅力あるものにしていく諸活動をいう。

3 この条例において「にぎわいのあるまちづくり」とは、特に規模の大きい集客施設の適正な立地、中心市街地（都市の中心の市街地であって、都

市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしているものをいう。以下同じ。)のにぎわいを回復するための様々な施策の展開等により、機能的で利便性が高く、地域の核として人々が集う魅力ある中心市街地の形成を図り、新たな社会資本（道路、水道、下水道その他規則で定める公共の用に供する施設をいう。以下同じ。)の整備等の負担を可能な限り増大させないことに配慮しながら、自動車に過度に依存しない生活の実現を目指したまちづくりをいう。

4 この条例において「店舗面積」とは、小売業（規則で定める小売業をいう。以下同じ。）を行うための店舗の用に供される床面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第3号の床面積をいう。以下同じ。）をいう。

5 この条例において「特定施設」とは、床面積（劇場、映画館、演芸場又は観覧場の用に供される部分にあっては、客席の部分の床面積に限る。）の合計が規則で定める面積を超える集客施設であって、店舗面積の合計が規則で定める面積（以下「基準店舗面積」という。）を超えるものをいう。

6 この条例において「土地利用関係計画」とは、次の各号のいずれかに該当する構想、計画又は方針をいう。

(1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項の基本構想（当該基本構想に基づき策定される基本計画及び実施計画を含む。）

(2) 国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第7条第1項の都道府県計画、同法第8条第1項の市町村計画又は同法第9条第1項の土地利用基本計画

(3) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第6条の2の都市計画区域の整備、開発及び保全の方針又は同法第18条の2の市町村の都市計画に関する基本的な方針

(4) 中心市街地の活性化に関する法律（平成10年法律第92号）第9条第10項の規定により公表された同項の認定基本計画

(5) 農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第1項の農業振興地域整備計画

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める土地利用に関する構想、計画又は方針

7 この条例において「立地市町村」とは、第8条第1項の規定による届出に係る特定施設の新設の予定地の所在する市町村をいう。

8 この条例において「隣接市町村」とは、立地市町村に隣接する市町村をいう。

9 この条例において「地域貢献」とは、小売業に属する事業を営む者が自主的に行うまちづくりの推進に寄与する取組をいう。

（県の責務）

第3条 県は、にぎわいのあるまちづくりを推進するための基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項に規定する施策の策定及び実施に当たっては、市町村と緊密な連携を図るとともに、事業者及び県民の自発的な参加を促すよう努めるものとする。

3 県は、にぎわいのあるまちづくりの推進に果たす市町村の役割の重要性にかんがみ、市町村が実施するにぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策について、必要な協力を行うものとする。

4 県は、第1項に規定する施策の策定及び実施に関し、必要な情報の提供その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、この条例の目的に配慮してその事業活動を行うとともに、県が実施するにぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

(県民の責務)

第5条 県民は、県が実施するにぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策に協力するよう努めなければならない。

第2章 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する方針

第1節 にぎわいのあるまちづくり基本方針

第6条 知事は、にぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的な方針（以下「にぎわいのあるまちづくり基本方針」という。）を定めなければならない。

2 にぎわいのあるまちづくり基本方針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) にぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的な方向

(2) 特定施設の立地の誘導及び抑制を図る地区に関する事項

(3) 次条第1項の規定により市町村が定める基本的なプランの指針となるべき事項

(4) 前3号に掲げるもののほか、にぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的な事項

3 知事は、にぎわいのあるまちづくり基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

4 前項の規定は、にぎわいのあるまちづくり基本方針の変更について準用する。

第2節 にぎわいのあるまちづくり市町村プラン

第7条 市町村の長は、にぎわいのあるまちづくり基本方針に基づき、単独で又は共同して、当該市町村の区域内におけるにぎわいのあるまちづくりの推進に関する基本的なプラン（以下「にぎわいのあるまちづくり市町村プラン」という。）を定めることができる。

2 にぎわいのあるまちづくり市町村プランには、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) にぎわいのあるまちづくりの推進に関する方針

(2) 特定施設の立地の誘導及び抑制を図る地区に関する事項

(3) 前2号に掲げるもののほか、にぎわいのあるまちづくりの推進に関し必要な事項

3 市町村の長は、第1項の規定によりにぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めようとするときは、あらかじめ、当該市町村に係る土地利用関係計画との適合について勘案しつつ、にぎわいのあるまちづくり市町村プランの案（以下この条において「市町村プラン案」という。）を作成し、知事に送付しなければならない。

4 知事は、前項の規定により市町村プラン案の送付を受けたときは、速やかに、当該市町村プラン案の写しを特定市町村（第1項の規定によりにぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めようとする市町村をいう。以下この条において同じ。）以外の市町村の長に送付するものとする。

5 特定市町村及び当該特定市町村に隣接する市町村（以下この条において「特定隣接市町村」という。）以外の市町村の長は、前項の規定により市町村プラン案の写しの送付を受けた日から2週間以内に、規則で定めるところにより、特定指定市町村の指定を知事に申請することができる。

6 知事は、前項の規定による申請を受けた日から2週間以内に、当該申請をした市町村を特定指定市町村に指定するものとする。ただし、当該申請をした市町村を特定指定市町村に指定しないことについて相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

7 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を特定市町村及び特定隣接市町村の長に通知するものとする。

8 知事は、第6項ただし書の規定により特定指定市町村の指定をしないときは、その旨及びその理由を第5項の規定による申請をした市町村の長に通知するものとする。

9 関係市町村（特定隣接市町村及び特定指定市町村をいう。以下この条において同じ。）の長は、第4項の規定により市町村プラン案の写しの送付を受けた日から2月以内に限り、知事に対し、当該市町村プラン案について、当該関係市町村のにぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べるることができる。

10 関係市町村の長は、前項の規定により意見を述べるに当たっては、市町村プラン案が当該関係市町村のにぎわいのあるまちづくり市町村プラン及

び当該関係市町村に係る土地利用関係計画（当該関係市町村がにぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めていない場合にあつては、当該関係市町村に係る土地利用関係計画）の実現に与える著しい影響の有無及び著しい影響がある場合におけるその内容を勘案しなければならない。

11 知事は、第3項の規定により市町村プラン案の送付を受けた日から4月以内に、第9項の規定により述べられた意見に配慮し、及び次に掲げる事項を勘案しつつ、特定市町村の長に対し、市町村プラン案に係るにぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。

(1) 市町村プラン案とにぎわいのあるまちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合

(2) 市町村プラン案が関係市町村のにぎわいのあるまちづくり市町村プラン及び土地利用関係計画（当該関係市町村がにぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めていない場合にあつては、当該関係市町村の土地利用関係計画）の実現に与える著しい影響の有無及び著しい影響がある場合にあつては、その内容

12 知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

13 知事は、第11項の規定により意見を述べたときは当該意見の内容及び当該意見を述べた理由を、同項の規定により意見を有しない旨を通知したときはその旨を、遅滞なく、公表しなければならない。

14 特定市町村の長は、市町村プラン案に関し、第11項の規定により知事から意見を述べられた場合は、当該意見を尊重して、にぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めるものとする。

15 特定市町村の長は、にぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該にぎわいのあるまちづくり市町村プランの写しを知事に送付するものとする。

16 第3項から前項までの規定は、にぎわいのあるまちづくり市町村プランの変更（規則で定める軽微な変更を除く。）について準用する。

第3章 にぎわいのあるまちづくりの推進に関する施策

第1節 特定施設の適正立地

（特定施設の新設に関する届出）

第8条 特定施設の新設（建築物の床面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部の用途を変更することにより特定施設となる場合及び建築

物の店舗面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部を小売業を行うための店舗の用に供することにより特定施設となる場合を含む。以下同じ。)をする者(劇場等以外の用に供し、又は供させるためその建築物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、劇場等の用に供し、又は供させるためその建築物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。)は、規則で定めるところにより、あらかじめ、次に掲げる事項を記載した書面(以下「新設届出書」という。)により、その旨を知事に届け出なければならない。

- (1) 特定施設を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定施設において事業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (3) 特定施設の名称
 - (4) 特定施設の新設に係る土地の所在地及びその敷地(特定施設及びこれに附属する規則で定める施設の敷地をいう。)の面積
 - (5) 特定施設の新設の予定地の開発行為(土地の区画形質の変更をいう。)に係る工事に着手する日及び特定施設の新設に係る建築物の新築、改築、増築、移転又は用途の変更に係る工事に着手する日
 - (6) 特定施設の新設をする日
 - (7) 特定施設の床面積の合計及び店舗面積の合計
 - (8) 特定施設の集客予定数及び集客を予定している区域並びにそれらの算出根拠
 - (9) 特定施設の新設の予定地を選定した理由
- 2 前項の規定による届出には、次に掲げる事項を記載した書類及び規則で定める書類(以下「添付書類」と総称する。)を添付しなければならない。
- (1) 新設届出書の内容とにぎわいのあるまちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合についての見解及びその理由
 - (2) 新設届出書の内容と立地市町村のにぎわいのあるまちづくり市町村プラン及び土地利用関係計画(当該立地市町村がにぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めていない場合にあつては、当該立地市町村の土地利用関係計画)との適合についての見解及びその理由
 - (3) 特定施設の新設が集客を予定している区域の所在する市町村(立地市町村を除く。)のにぎわいのあるまちづくり市町村プラン及び土地利用関係計画(当該市町村がにぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めていない場合にあつては、当該市町村の土地利用関係計画)の実現に与える影響についての見解及びその理由
 - (4) 特定施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び特定施設に到達するための交通手段の状況

(5) 新設届出書の内容に関連して行う地域貢献の基本的方向（以下「地域貢献の基本的方向」という。）

(6) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

3 第1項の規定による届出は、特定施設の新設について法令の規定により許可、認可その他の処分規則で定めるもの（以下「許可等」という。）を要することとされているときは、当該許可等に係る申請その他の手続に先立って行うよう努めなければならない。

4 知事は、第1項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該届出の概要を公告するとともに、当該届出及びその添付書類を公告の日から3月間縦覧に供しなければならない。

5 知事は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、その旨を当該届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長に通知するとともに、当該届出に係る新設届出書及びその添付書類の写しを当該立地市町村及び隣接市町村の長に送付するものとする。

6 第1項の規定は、次に掲げる特定施設の新設については、適用しない。

(1) 都市再開発法（昭和44年法律第38号）第2条第1項第1号に規定する市街地再開発事業に係る特定施設

(2) 中心市街地の活性化に関する法律第16条第1項に規定する認定中心市街地の区域内に新設される特定施設

(3) 中心市街地の活性化に関する法律第55条第1項に規定する第二種大規模小売店舗立地法特例区域の区域内に新設される特定施設

7 特定施設（この条例の施行の際現に存する特定施設を除く。）を、当該特定施設の新設の日における床面積又は店舗面積（同日以後既に床面積又は店舗面積を増加させることにより劇場等の用に供したことがある場合にあっては、同日以後床面積又は店舗面積が最大となったときの当該床面積又は店舗面積）を超えて床面積又は店舗面積を増加させることにより劇場等の用に供すること（劇場等の用に直接供しない部分に係る床面積を増加させる場合その他規則で定める場合を除く。）は、特定施設の新設とみなして、この節、第20条、第21条第2項、第23条第3項、第26条及び第6章の規定を適用する。

（届出事項の変更の届出）

第9条 前条第1項の規定による届出があった特定施設について、当該特定施設の新設をする日までの間に、当該届出に係る同項各号に掲げる事項の変更（同項第7号に掲げる事項の変更にあつては、規則で定める軽微な変更に限る。）があったときは、同項の規定による届出をした者（以下「新設届出者」という。）は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を記載した書面により、知事に届け出なければならない。

2 前条第1項の規定による届出があった特定施設について、当該特定施設の新設をする日までの間に、当該届出に係る同項第7号に掲げる事項の変

更（規則で定める軽微な変更を除く。）があるときは、新設届出者は、規則で定めるところにより、あらかじめ、その旨を記載した書面（以下「変更届出書」という。）により、知事に届け出なければならない。

3 第1項の規定による届出には、規則で定める書類を添付しなければならない。

4 前条第2項及び第3項の規定は第2項の規定による届出に、同条第4項及び第5項の規定は第1項及び第2項の規定による届出について準用する。
（特定施設の新設をしないこととした旨の届出）

第10条 第8条第1項の規定による届出があった特定施設について、当該特定施設の新設をしないこととしたときは、新設届出者は、規則で定めるところにより、遅滞なく、その旨を知事に届け出なければならない。

2 知事は、前項の規定による届出があったときは、規則で定めるところにより、その旨を公告するとともに、速やかに、その旨を当該届出に係る立地市町村及び隣接市町村の長に通知するものとする。

（指定市町村の指定）

第11条 立地市町村及び隣接市町村以外の市町村の長は、第8条第4項（第9条第4項において準用する場合（同条第2項の規定による届出について準用する場合に限る。）を含む。第13条第1項及び第2項において同じ。）の公告の日から2週間以内に、規則で定めるところにより、指定市町村の指定を知事に申請することができる。

2 知事は、前項の規定による申請を受けた日から2週間以内に、当該申請をした市町村を指定市町村に指定するものとする。ただし、当該申請をした市町村を指定市町村に指定しないことについて相当の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 知事は、前項の規定による指定をしたときは、速やかに、第8条第1項の規定による届出に係る新設届出書又は第9条第2項の規定による届出に係る変更届出書及びそれらの添付書類（以下「新設届出書等」という。）の写しを当該指定市町村の長に送付するとともに、当該指定をした旨を公告するものとする。

4 知事は、第2項の規定による指定をしたときは、速やかに、その旨を立地市町村及び隣接市町村の長並びに第8条第1項又は第9条第2項の規定による届出をした者（以下「新設届出者等」という。）に通知するものとする。

5 知事は、第2項ただし書の規定により指定市町村の指定をしないときは、その旨及びその理由を第1項の規定による申請をした市町村の長に通知するものとする。

(説明会の開催)

- 第12条** 新設届出者等は、規則で定めるところにより、第8条第1項又は第9条第2項の規定による届出をした日から2月以内に、立地市町村内において、当該届出に係る新設届出書等の内容を周知させるための説明会（以下「説明会」という。）を開催しなければならない。
- 2 前項の規定により説明会を開催する者（以下この条において「説明会開催者」という。）は、必要があると認めるときは、隣接市町村又は指定市町村内において、説明会を開催するものとする。
 - 3 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定め、規則で定めるところにより、これらを当該説明会の開催を予定する日の1週間前までに公告しなければならない。
 - 4 説明会開催者は、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、知事及び当該説明会を開催する場所の所在する市町村の長の意見を聴かなければならない。
 - 5 説明会開催者は、第3項の規定による公告をしようとするときは、前項の意見に留意し、規則で定めるところにより、あらかじめ、当該説明会の開催を予定する日時及び場所、公告をしようとする日その他規則で定める事項を記載した書面を知事に提出しなければならない。
 - 6 説明会開催者は、説明会の終了後、規則で定めるところにより、遅滞なく、説明会で述べられた意見の概要、当該意見についての見解その他規則で定める事項を知事に報告しなければならない。
 - 7 前各項に定めるもののほか、説明会の開催に関し必要な事項は、規則で定める。

(関係市町村の長等の意見)

- 第13条** 知事は、第8条第4項の公告の日から3月以内に、立地市町村、隣接市町村及び指定市町村（以下この条、次条及び第20条において「関係市町村」という。）の長から当該公告に係る新設届出書等の内容について、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見及びその理由を聴かなければならない。
- 2 第8条第4項の規定による公告があったときは、関係市町村の住民等（当該関係市町村の区域内に居住する者、当該関係市町村において事業活動を行う者及び当該関係市町村に存する団体をいう。以下同じ。）は、当該公告の日から3月以内に、知事に対し、当該公告に係る新設届出書等の内容について、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を述べることができる。
 - 3 立地市町村の長は、第1項の規定により意見を述べるに当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。

- (1) 新設届出書等の内容とにぎわいのあるまちづくり基本方針及び県の土地利用関係計画との適合
 - (2) 新設届出書等の内容と立地市町村のにぎわいのあるまちづくり市町村プラン及び土地利用関係計画（当該立地市町村がにぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めていない場合にあつては、当該立地市町村の土地利用関係計画）との適合
 - (3) 特定施設の新設の予定地の周辺の交通機関の状況及び当該特定施設に到達するための交通手段の状況
 - (4) 特定施設の新設に伴って予測される新たな社会資本の整備等の内容
 - (5) 新設届出者等が行おうとする地域貢献の基本的方向
- 4 隣接市町村及び指定市町村の長は、第1項の規定により意見を述べるに当たっては、次に掲げる事項を勘案しなければならない。
- (1) 特定施設の新設が隣接市町村又は指定市町村のにぎわいのあるまちづくり市町村プラン及び土地利用関係計画（当該隣接市町村又は指定市町村がにぎわいのあるまちづくり市町村プランを定めていない場合にあつては、当該隣接市町村又は指定市町村の土地利用関係計画）の実現に与える著しい影響の有無及び著しい影響がある場合にあつては、その内容
 - (2) 前項第1号及び第3号から第5号までに掲げる事項
- 5 立地市町村の住民等は、第2項の規定により意見を述べるに当たっては、第3項各号に掲げる事項を勘案しなければならない。
- 6 隣接市町村及び指定市町村の住民等は、第2項の規定により意見を述べるに当たっては、第4項各号に掲げる事項を勘案しなければならない。
- 7 知事は、規則で定めるところにより、第1項の規定により関係市町村の長から聴取した意見及び第2項の規定により述べられた意見の概要を公告し、これらの意見を公告の日から1月間縦覧に供しなければならない。
- （県の意見等）
- 第14条** 知事は、第8条第1項又は第9条第2項の規定による届出があつた日から7月以内に、前条第1項の規定により関係市町村の長から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見に配慮し、並びに同条第3項第1号から第4号まで及び同条第4項第1号に掲げる事項を勘案しつつ、新設届出者等に対し、当該届出に係る新設届出書等の内容について、にぎわいのあるまちづくりの推進の見地からの意見を有する場合には当該意見を書面により述べるものとし、意見を有しない場合にはその旨を通知するものとする。
- 2 知事は、前項の規定により意見を述べようとするとき又は意見を有しない旨を通知しようとするときは、あらかじめ、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会の意見を聴かななければならない。

3 知事は、規則で定めるところにより、速やかに、第1項の規定により意見を述べた場合にあっては当該意見の概要を、同項の規定により意見を有しない旨を通知した場合にあってはその旨を公告し、当該意見又は通知の内容を公告の日から1月間縦覧に供しなければならない。

4 新設届出者等は、第1項の規定により意見が述べられた場合には、当該意見についての対応及び当該対応をとることとした理由を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該報告の概要を公告し、当該報告の内容を公告の日から1月間縦覧に供しなければならない。

(勧告及び公表)

第15条 知事は、前条第4項の規定により報告のあった新設届出者等の対応が同条第1項の規定により知事が述べた意見を適正に反映しておらず、かつ、当該対応に基づき特定施設の新設がなされることがにぎわいのあるまちづくりの推進に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該報告を受けた日から2月以内に、新設届出者等に対し、相当の期限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

2 知事は、前項の規定による勧告をしようとするときは、あらかじめ、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会の意見を聴かなければならない。

3 知事は、第1項の規定による勧告をしたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該勧告の内容を公告するものとする。

4 新設届出者等は、第1項の規定による勧告を受けたときは、遅滞なく、当該勧告についての対応及び当該対応をとることとした理由を知事に報告しなければならない。

5 知事は、前項の規定による報告を受けたときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該報告の概要を公告し、当該報告の内容を公告の日から1月間縦覧に供しなければならない。

6 知事は、第1項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったとき又は第4項の規定による報告をしなかったときは、その旨を公表することができる。

(工事着手の制限)

第16条 新設届出者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日以後でなければ、当該届出に係る特定施設の新設に係る工事に着手してはならない。

(1) 第14条第1項の規定により知事が意見を述べた場合 同条第4項の規定により当該意見についての対応及び当該対応をとることとした理由を知

事に報告した日から2月を経過した日

(2) 第14条第1項の規定により知事が意見を有しない旨の通知をした場合 当該通知の日

2 知事は、新設届出者等が前項の規定に違反し工事に着手したときは、当該新設届出者等に対し、当該届出に係る特定施設の新設に係る工事の中止を勧告することができる。

3 知事は、前項の規定による勧告を受けた者が、正当な理由がなく、当該勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(新設の報告)

第17条 新設届出者等は、特定施設の新設をしたときは、遅滞なく、その旨を知事に報告しなければならない。

第2節 地域貢献

(地域貢献に関する基本的な指針)

第18条 知事は、地域貢献に関する基本的な指針を定めなければならない。

2 知事は、地域貢献に関する基本的な指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

3 前項の規定は、地域貢献に関する基本的な指針の変更について準用する。

(地域貢献計画)

第19条 店舗面積の合計が基準店舗面積を超える集客施設（以下「特定集客施設」という。）の新設（建築物の店舗面積を変更し、又は既存の建築物の全部若しくは一部を小売業を行うための店舗の用に供することにより特定集客施設となる場合を含む。以下同じ。）をする者（小売業を行うための店舗以外の用に供し、又は供させるためその建築物の一部の新設をする者があるときはその者を除くものとし、小売業を行うための店舗の用に供し、又は供させるためその建築物の一部を新設する者又は設置している者があるときはその者を含む。以下同じ。）は、規則で定めるところにより、当該特定集客施設の新設をする日までに、その日の属する事業年度（以下「新設年度」という。）から当該事業年度の翌々事業年度までの期間（以下「初回の地域貢献期間」という。）における各事業年度の地域貢献に係る実施計画（以下「地域貢献計画」という。）を作成し、その内容を記載した書類を知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の規定による地域貢献計画の内容を記載した書類の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該地域貢献計画の内容を公表するものとする。

(地域貢献の基本的方向に関し述べられた意見の通知等)

第20条 知事は、第13条第7項の規定による公告をしたときは、速やかに、同条第1項の規定により関係市町村の長から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見のうち地域貢献の基本的方向に関するものを新設届出者等に通知するものとする。

2 新設届出者等は、地域貢献計画の作成に当たっては、第13条第1項の規定により関係市町村の長から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見のうち地域貢献の基本的方向に関するもの並びに説明会において述べられた意見のうち地域貢献の基本的方向に関するものに配慮するものとする。

(地域貢献計画の変更)

第21条 第19条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者(以下「地域貢献計画提出者」という。)は、当該地域貢献計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、変更後の地域貢献計画を作成し、その内容を記載した書類を知事に提出しなければならない。

2 第19条第2項及び前条第2項の規定は、前項の規定による地域貢献計画の作成及び書類の提出について準用する。

(地域貢献に関する協定)

第22条 立地市町村の長は、必要があると認めるときは、特定集客施設の新設をする者に対し、当該者が立地市町村において行う地域貢献に関する協定を締結するよう求めることができる。

2 特定集客施設の新設をする者は、前項の規定により協定の締結を求められたときは、立地市町村の長と協定を締結するよう努めるものとする。

3 立地市町村の長は、第1項の協定を締結したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するとともに、当該協定の写しを知事に送付するものとする。

(初回の地域貢献期間の満了後の地域貢献計画)

第23条 地域貢献計画提出者は、初回の地域貢献期間の満了後の地域貢献について、規則で定めるところにより、3年ごとに、3事業年度を1期間とする地域貢献計画を、それぞれの期間が開始する日までに作成し、その内容を記載した書類を知事に提出しなければならない。ただし、当該特定集客施設が特定集客施設でなくなったときは、この限りでない。

2 前項の規定により地域貢献計画を提出した者は、当該地域貢献計画を変更しようとするときは、規則で定めるところにより、速やかに、変更後の地域貢献計画を作成し、その内容を記載した書類を知事に提出しなければならない。

- 3 第20条第2項の規定は、前2項の規定による地域貢献計画（特定施設に係るものに限る。）の作成について準用する。
- 4 知事は、第1項及び第2項の規定による地域貢献計画の内容を記載した書類の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該地域貢献計画の内容を公表するものとする。

（実施状況の報告）

第24条 地域貢献計画提出者（前条第1項の規定により地域貢献計画を提出した者を含む。）は、規則で定めるところにより、毎事業年度（新設年度を除く。）、前事業年度における地域貢献の実施の状況を記載した書類を知事に提出しなければならない。ただし、当該特定集客施設が特定集客施設でなくなったときは、この限りでない。

- 2 知事は、前項の規定による書類の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、その内容を公表するものとする。

第4章 新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会

第25条 この条例の規定によりその権限に属させられた事項その他にぎわいのあるまちづくりの推進に関する重要事項を調査審議させるため、新潟県にぎわいのあるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会は、前項の規定による調査審議を行うほか、にぎわいのあるまちづくりの推進に関し必要な事項について、知事に意見を述べるができる。
- 3 審議会は、委員7人以内で組織する。
- 4 委員は、にぎわいのあるまちづくりの推進に関し学識経験を有する者その他知事が適当と認める者のうちから知事が任命する。
- 5 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第5章 雑則

（報告の徴収）

第26条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、規則で定めるところにより、新設届出者等又は特定集客施設の新設をする者に対して報告を求めることができる。

(委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第6章 罰則

第28条 第8条第1項又は第9条第2項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、20万円以下の罰金に処する。

第29条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、同条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年10月1日(以下「施行日」という。)から施行する。ただし、第1章、第2章、第4章及び第27条の規定は、同年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に当該特定施設の新設について許可等に係る申請その他の手続が行われている特定施設(以下「手続中の特定施設」という。)の新設については、第8条第1項の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に当該特定集客施設の新設について許可等に係る申請その他の手続が行われている特定集客施設(特定施設であるものに限る。以下「手続中の特定集客施設」という。)の新設については、第19条第1項の規定は、適用しない。

4 この条例の施行の際現に存する特定施設を、当該特定施設の施行日における床面積又は店舗面積(施行日以後既に床面積又は店舗面積を増加させることにより劇場等の用に供したことがある場合にあっては、施行日以後床面積又は店舗面積が最大となったときの当該床面積又は店舗面積)を超えて床面積又は店舗面積を増加させることにより劇場等の用に供すること(劇場等の用に直接供しない部分に係る床面積を増加させる場合その他規則で定める場合を除く。)は、特定施設の新設とみなして、第3章第1節、第20条、第21条第2項、第23条第3項、第26条及び第6章の規定を適用する。

5 手続中の特定施設を、当該特定施設の新設の日における床面積又は店舗面積(同日以後既に床面積又は店舗面積を増加させることにより劇場等の用に供したことがある場合にあっては、同日以後床面積又は店舗面積が最大となったときの当該床面積又は店舗面積)を超えて床面積又は店舗面積

を増加させることにより劇場等の用に供すること（劇場等の用に直接供しない部分に係る床面積を増加させる場合その他規則で定める場合を除く。）は、特定施設の新設とみなして、第3章第1節、第20条、第21条第2項、第23条第3項、第26条及び第6章の規定を適用する。

- 6 この条例の施行の際現に特定集客施設を設置している者は、施行日から3月以内に、施行日から3月を経過した日の属する事業年度から当該事業年度の翌々事業年度までの期間における各事業年度の地域貢献計画を作成し、その内容を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- 7 手続中の特定集客施設の新設をする者は、その新設の日までに、当該新設の日の属する事業年度から当該事業年度の翌々事業年度までの期間における各事業年度の地域貢献計画を作成し、その内容を記載した書類を知事に提出しなければならない。
- 8 知事は、前2項の規定による地域貢献計画の内容を記載した書類の提出があったときは、規則で定めるところにより、速やかに、当該地域貢献計画の内容を公表するものとする。
- 9 第22条から第24条までの規定は、附則第6項に規定する特定集客施設を設置している者（以下この項において「特定集客施設設置者」という。）及び手続中の特定集客施設の新設をする者（以下この項において「特定集客施設新設者」という。）について準用する。この場合において、第23条第1項中「初回の地域貢献期間」とあるのは、特定集客施設設置者にあつては「附則第6項に規定する期間」と、特定集客施設新設者にあつては「附則第7項に規定する期間」と、第24条第1項中「新設年度」とあるのは、特定集客施設設置者にあつては「施行日から3月を経過した日の属する事業年度」と、特定集客施設新設者にあつては「特定集客施設の新設をする日の属する事業年度」と読み替えるものとする。